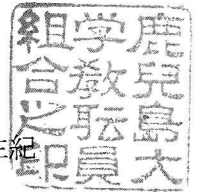


2020年4月21日

国立大学法人鹿児島大学
学長 佐野 輝 殿

鹿児島大学教職員組合
中央執行委員長 丹羽佐紀



新型コロナウイルス感染拡大防止対策期間の事務職員の勤務状態について

新型コロナウイルス感染症の蔓延という状況の下、本学執行部や教職員についてもその対応に追われているところだと思います。このような状況の中で、とりわけ、本学各部局の事務職員の多くが、極めて長時間の労働を強いられています。

組合員からは、学生に直接対応する教務・学生担当職員（特に係長クラスが顕著）をはじめとして職員の中には、4月になってからきちんとした休日を1日も取れていない職員がいるのではないかと、という訴えが寄せられています。

現実に、職員から送られてくるメールが、土日に来るのはごく普通になっており、日付が変わって午前0時台に送信されたものもある現状です。休日なしにこのような深夜まで働いては、本学職員の中から過労死が出て職員の家庭も崩壊してしまいます。

また、このように長時間労働・休日出勤が続くようでは、免疫力が落ちてしまい、新型コロナウイルス感染症に罹患する人を本学からも出すという事態にもなりかねず、そのことは、本学の教育・研究活動の全面的なストップも招きかねません。

については、以下の7点について使用者は早急に対策を取ることを要求します。

1. 各部局労務管理者があらためて、各部署に直接赴いて勤務状況を点検し、不適切・非人間的な勤務状況があればそれを速やかに是正する措置を採るとともに、その結果を組合に報告すること。
2. 職員に対して人間らしい生活を確保するような労働時間と休日を保障するため、創意を持って実効性ある措置を使用者側が採ること。
3. さしあたり、緊急措置として、使用者側は4月25日（土）、26日（日）について事務職員の休日出勤を禁ずること。

4. 特に女性、未成年のお子さんがいらっしゃる方、介護が必要な家族や障害のある家族をお持ちの方など、様々な事情を抱えている職員については、時間外労働を一切させないこと。
5. 今般の事態に関連して特に方針が出されたテレワークについて、自宅での労働になるところから、使用者側が適切に労働時間管理を行うことを確約させること。
6. 特に過重な労働をしている職員がいる部署に、非常勤職員・派遣職員・アルバイトなどを緊急に増配すること。
7. その他、教職員の健康と命を守るために必要な措置を使用者側が誠意を持って実行すること。